

## 1 本校の方針

本校は、「ふるさとを愛し、ふるさとを支える人材の育成」を学校経営方針の一つと位置づけ、心身ともに健康で、確かな学力や豊かな人間性を身に付けた児童を育てることをめざしている。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校区はかつて山名氏の城下町であり、美方郡の中心となる藩校が古くから設立され、教育に対して熱心な地域である。しかし、過疎化の進行、少子化が進み大きな課題となっている。こうした現状を踏まえ、本校は、学校の活性化と地域の活性化を図るために地域との連携を密にした教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より全教職員で、個々の児童たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。さらに、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組んでいく。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### （1）日常の指導体制等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職のリーダーシップのもと複数の教職員で構成される生徒指導体制、さらに必要に応じて心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者を含めた教育相談体制などの校内組織及び関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### （2）未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### （3）組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙4 組織的対応

### （4）ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解し、情報モラルに関する指導を行う。

未然防止・早期発見に向け、保護者と連携を密にし、メールを見たときの表情の変化など子ど

もが発するサインを見逃さないようにする。

また、ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案の内容によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決へ当たる。

なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

#### 5 その他の事項

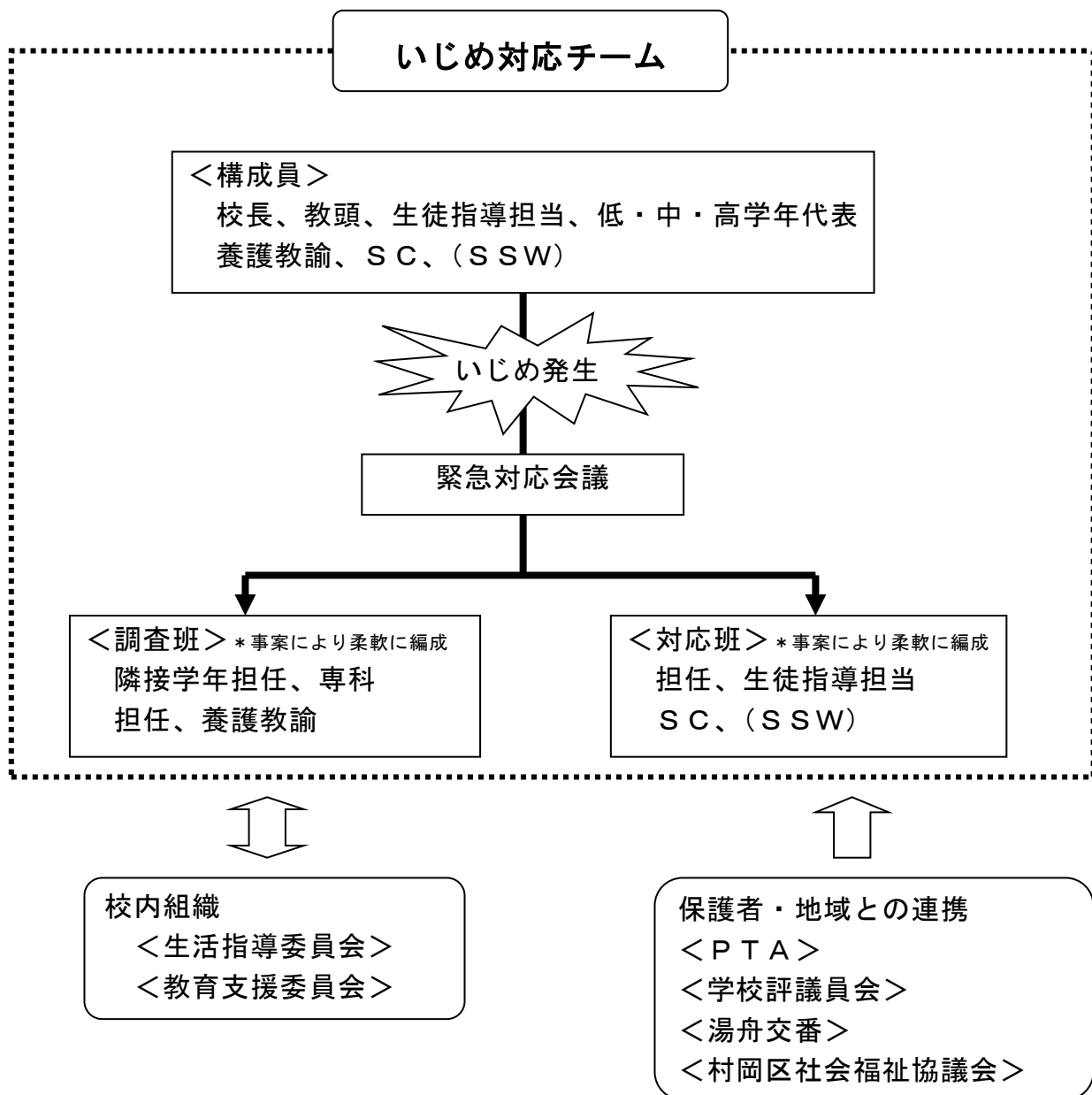
誰からも信頼される学校を目指している本校では、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区別懇談会、期末個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

## 別紙1 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教職員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

### <いじめ対応チームの構成>



※定例のいじめ対応チーム会議は、月に1回開催する。

※いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する

いじめ早期発見のために

**教室等**

- 1 朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に置いてある。靴が靴箱の中に入っていない。
- 2 天井・壁面・掲示物が破れていたり、汚れていたりする。
- 3 朝いつも誰かの机が曲がっていたり、落書きがあったりする。
- 4 特定の児童だけの机の間隔が他の児童と開いている。
- 5 教室のごみ箱にごみがあふれている。

**集 団**

- 1 グループ分けをすると特定の児童だけが残ってしまう。
- 2 班活動をすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 3 些細なことで特定の児童を冷やかすグループがある。
- 4 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 5 授業中に、特定の児童に対し消しゴム等を投げている。

**いじめられている児童**

- 1 一人でいることが多い。
- 2 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 3 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 4 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 5 教職員の近くにいたがる。
- 6 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- 7 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 8 給食で好きな物を他の児童にあげる。
- 9 給食時、他の児童の机から机が少し離れている。
- 10 食べ物にいたずらをされる。
- 11 持ち物が壊されたり隠されたりする。
- 12 ボタンが取れたり、ポケットが壊されたりする。服に靴の跡がついている。
- 13 手や足にすり傷やあざがある。けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 14 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 15 学校に不必要なお金を持ってくる。

**いじめている児童**

- 1 多くのストレスを抱えている。
- 2 教職員の機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える。
- 3 グループで常に行動し、他の児童を威嚇したり指示を出したりする。
- 4 特定の児童のみに強い仲間意識を持つ。
- 5 活発に活動するが、他の児童にきつい言葉を使う。

# 生活指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修など	← [職員会議※1 ※4] →	[職員会議]		[職員会議]		
未然防止に向け組みた	← ☆学級づくり強化週間 ※6 道徳・特別活動計画 ※2 →	保護者懇談会※5	学級づくり・人間関係づくり※5	夏休みの生活指導 地区別懇談会※5		☆学級づくり強化週間
早期発見に向け組みた	← 家庭訪問 [児童集会] ※3 →	生活（いじめ）アンケートの実施と分析 いじめ防止チェックリスト活用		← 期末個別懇談会 教育相談週間 ※期末懇談と →	地区巡回	
			← 学校安全点検の日（毎月15日） →			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修など	← [職員会議] →		[職員会議]	[職員会議]		[職員会議]
未然防止に向け組みた			← 学級づくり・人間関係づくり※5 → 薬物乱用防止学習（6年） 冬休みの生活指導	☆学級づくり強化週間		春休みの生活指導
早期発見に向け組みた	← 生活（いじめ）アンケートの実施と分析 いじめ防止チェックリスト活用 →		← 期末個別懇談会 教育相談週間 ※期末懇談と → サイバー防犯教室 3年から6年生対	← 生活（いじめ）アンケートの実施と分析 いじめ防止チェックリスト活用 → 地区巡回（適宜）	← 教育相談週間 →	
			← 学校安全点検の日（毎月15日） →			

※1 職員会議：村岡小学校いじめ防止基本方針をもとに、いじめ対応マニュアルを確認、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で生活指導組織対応の共通理解を図る。

※2 道徳・特別活動計画：本年度の指導方針を反映するよう学級担任、道徳・特別活動担当が年間計画を立てる。

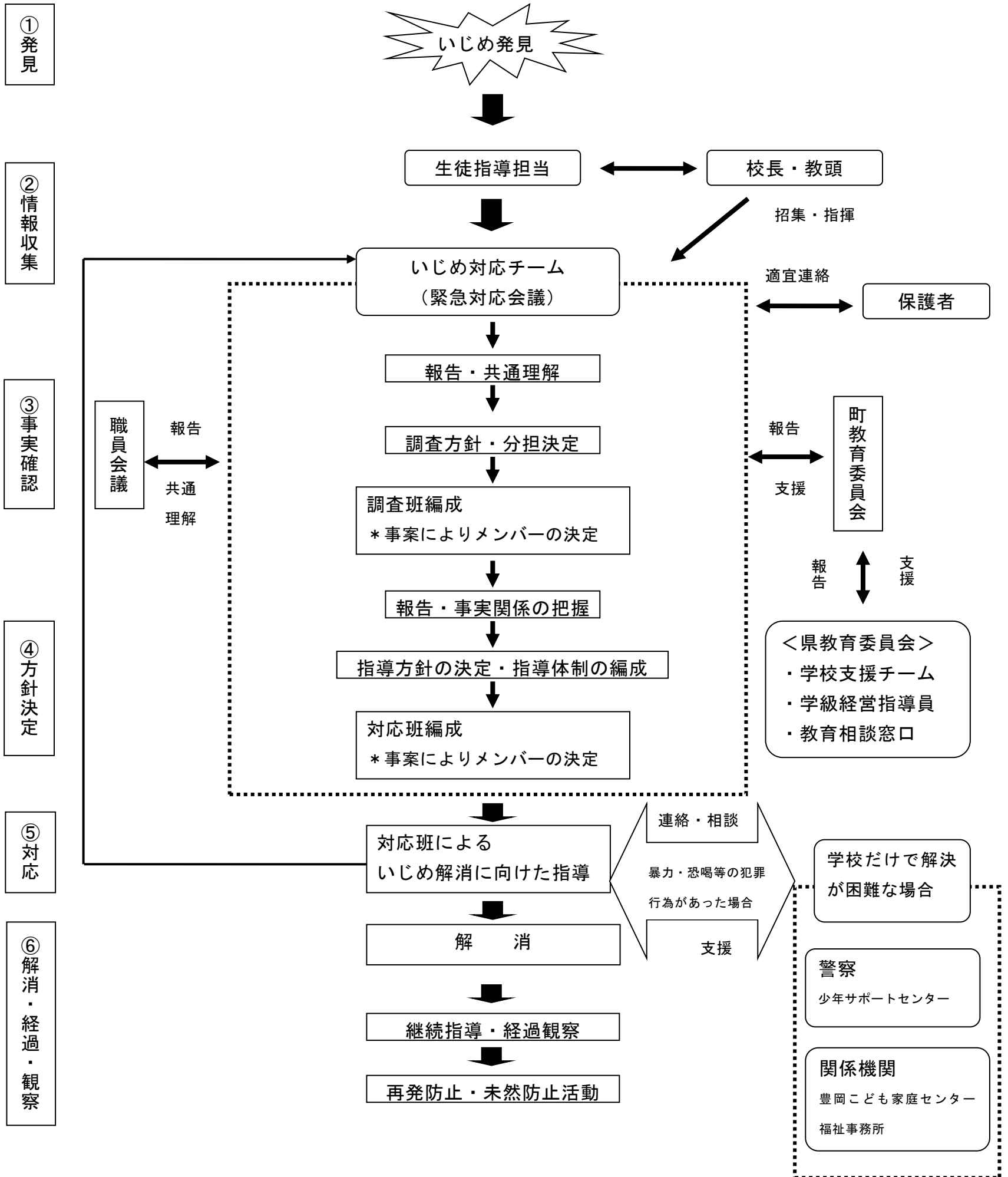
※3 児童集会・全校集会：生活指導担当が問題行動の窓口となることを全校生に周知する。

※4 職員会議：児童理解交流会を毎回の職員会議のはじめに位置づけ、全教職員で共通理解を図る。

※5 学級懇談会・地区別懇談会：学校の指導方針を保護者へ周知する。

※6 学級づくり強化週間：学期はじめの1週を強化週間として位置づけ、朝の活動の時間を学級指導に当て、より良いスタートをきるための学級の耕しの時間とする。

別紙4 組織的対応



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから①発見から④方針決定までは、その日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じた場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。